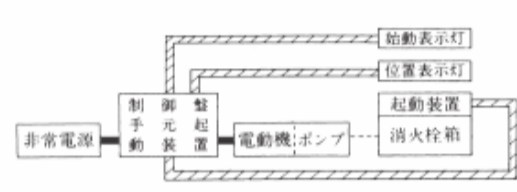
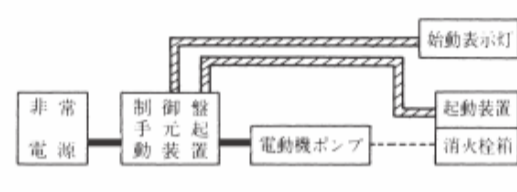
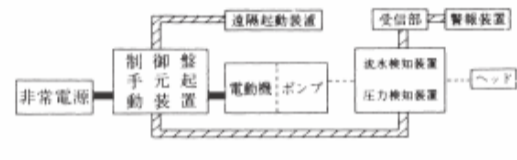
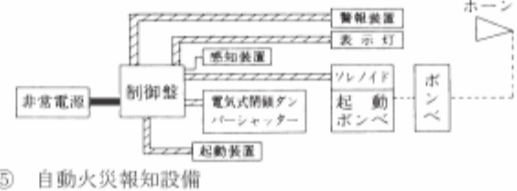
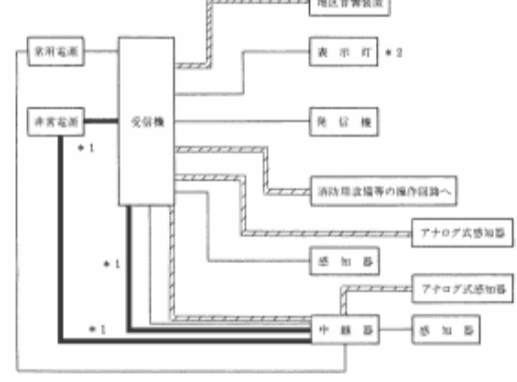
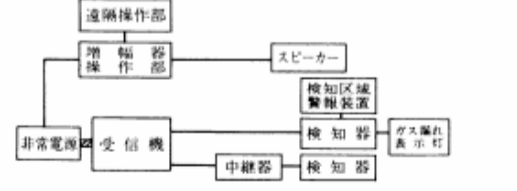
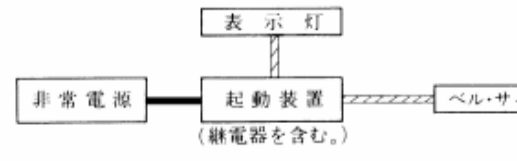


外観試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準
電源回路の開閉器・遮断器等	設置場所等 目視により確認すること。	a 配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）に適合するものに収納されているか又は不燃専用室に設けられていること。 b 電動機の手元開閉器（電磁開閉器、金属箱開閉器、配線用遮断器等）は、当該電動機の設置位置より見やすい位置に設けられていること。
	開閉器 目視により確認すること。	a 専用であること。 b 開閉器には、消防用設備等用である旨（分岐開閉器にあっては個々の消防用設備等である旨）の表示が付されていること。
	遮断器 目視により確認すること。	a 電源回路には、地絡遮断装置（漏電遮断器）が設けられていないこと。 b 分岐用遮断器は、専用のものであること。 c 過電流遮断器の定格電流値は、当該過電流遮断器の二次側に接続された電線の許容電流値以下であること。
耐火・耐熱保護配線 〔電源回路・操作回路・表示灯回路・警報回路〕	保護配線の系路 目視により確認する。	a 次図に示す配線の部分が耐火耐熱保護配線となっていること。 ① 屋内消火栓設備  ② 屋外消火栓設備  ③ スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備 

試験項目	試験方法	合否の判定基準
		④ 不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備  ⑤ 自動火災報知設備  注 *1 中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でもよい。） *2 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。 ⑥ ガス漏れ火災警報設備  ⑦ 非常ベル・自動式サイレン 



試験項目	試験方法	合否の判定基準								
		<p>⑧ 放送設備</p>  <p>⑨ 誘導灯</p>  <p>⑩ 排煙設備</p>  <p>⑪ 連結送水管</p>  <p>⑫ 非常コンセント設備</p>  <p>⑬ 無線通信補助設備</p>  <p>備考   </p>								
電線の種類・太さ	目視により確認する。	<p>a 耐火・耐熱保護配線に使用する電線の種類は、工事方法の表に示すものであること。</p> <p>b 消防用設備等の回路に使用する電線の太さは、その回路に接続された機器の定格電流の合計値以上の許容電流を通じることができるものであること。</p>								
配線方法	目視により確認する。	<p>a 電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。</p> <p>b ガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）の電源と電源回路との接続にコンセントを用いるもの（検知器の電力供給停止が受信機で確認できるものに限る。）にあっては、容易に離脱しない構造のコンセントであること。</p> <p>c 放送設備のスピーカーに音量調整器を設けた場合は、3線式配線にしてあること。</p>								
接続	目視により確認する。	<p>a 端子との接続は、ゆるみ等がなく確実であること。</p> <p>b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。</p> <p>c 所要の保護措置が講じてあること。</p>								
工事方法	目視により確認する。	<p>次表に掲げる工事方法となっていること。</p> <p style="text-align: center;">耐火耐熱保護配線の工事方法</p> <table border="1" data-bbox="1018 1944 1753 2626"> <thead> <tr> <th>電線の種類</th> <th>工事方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     耐火配線                      ・ 600ボルト 2種ビニル絶縁電線                      ・ ハイバロン絶縁電線                      ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線                      ・ シリコンゴム絶縁電線                      ・ ポリエチレン絶縁電線                      ・ 架橋ポリエチレン絶縁電線                      ・ EPゴム絶縁電線                      ・ アルミ被ケーブル                      ・ 鋼帯がい装ケーブル                      ・ CDケーブル                      ・ 鉛被ケーブル                      ・ クロロブレン外装ケーブル                      ・ 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル                      ・ 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル                      ・ ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル                      ・ ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル                      ・ EPゴム絶縁クロロブレンシースケーブル                      ・ バスダクト                 </td> <td>                     1 金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。                      2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。                 </td> </tr> <tr> <td>耐火電線 MIケーブル</td> <td>ケーブル工事等により施設されていること。</td> </tr> <tr> <td>                     ・ 600ボルト 2種ビニル絶縁電線                      ・ ハイバロン絶縁電線                      ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線                      ・ シリコンゴム絶縁電線                 </td> <td>金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により布設されていること。</td> </tr> </tbody> </table>	電線の種類	工事方法	耐火配線 ・ 600ボルト 2種ビニル絶縁電線 ・ ハイバロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線 ・ ポリエチレン絶縁電線 ・ 架橋ポリエチレン絶縁電線 ・ EPゴム絶縁電線 ・ アルミ被ケーブル ・ 鋼帯がい装ケーブル ・ CDケーブル ・ 鉛被ケーブル ・ クロロブレン外装ケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ EPゴム絶縁クロロブレンシースケーブル ・ バスダクト	1 金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。 2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。	耐火電線 MIケーブル	ケーブル工事等により施設されていること。	・ 600ボルト 2種ビニル絶縁電線 ・ ハイバロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により布設されていること。
電線の種類	工事方法									
耐火配線 ・ 600ボルト 2種ビニル絶縁電線 ・ ハイバロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線 ・ ポリエチレン絶縁電線 ・ 架橋ポリエチレン絶縁電線 ・ EPゴム絶縁電線 ・ アルミ被ケーブル ・ 鋼帯がい装ケーブル ・ CDケーブル ・ 鉛被ケーブル ・ クロロブレン外装ケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ EPゴム絶縁クロロブレンシースケーブル ・ バスダクト	1 金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。 2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。									
耐火電線 MIケーブル	ケーブル工事等により施設されていること。									
・ 600ボルト 2種ビニル絶縁電線 ・ ハイバロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により布設されていること。									



試験項目	試験方法	合否の判定基準																																												
		<p>耐熱配線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリエチレン絶縁電線</li> <li>・架橋ポリエチレン絶縁電線</li> <li>・E P ゴム絶縁電線</li> <li>・アルミ被ケーブル</li> <li>・鋼帯がい装ケーブル</li> <li>・C D ケーブル</li> <li>・鉛被ケーブル</li> <li>・クロロレン外装ケーブル</li> <li>・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル</li> <li>・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル</li> <li>・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル</li> <li>・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル</li> <li>・E P ゴム絶縁クロロレンシースケーブル</li> <li>・バスダクト</li> </ul> <p>ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。</p> <p>耐熱電線 耐火電線 MI ケーブル</p> <p>ケーブル工事等により施工されていること。</p>																																												
配線（耐火耐熱保護配線を除く。） 〔自動火災報知設備・ガス漏れ火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備〕	電線の種類・太さ	<p>電線の種類及び太さは、次の表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引っ張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th> <th>電線の種類</th> <th>電線の太さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">屋内配線に使用する電線</td> <td>J I S C 3306 (ビニルコード)</td> <td>断面積0.75mm<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J C S 3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (E M-I E))</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (E M-I C))</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋側又は屋外配線に使用する電線</td> <td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J C S 3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (E M-I E))</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (E M-I C))</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">架空配線に使用する電線</td> <td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))</td> <td>導体直径2.0mm以上の硬銅線*</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (O W))</td> <td>導体直径2.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地中配線に使用する電線</td> <td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)</td> <td>導体直径1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>使用電圧60V以下の配線に使用する電線**</td> <td>J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)</td> <td>導体直径0.5mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) J I S : 日本工業規格 J C S : 日本電線工業会規格 備考 *は、径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。 **は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類の欄に掲げるJ C S 4396以外の規格に適合する電線で、それぞれ電線の太さの欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。</p>	工事の種類	電線の種類	電線の太さ	屋内配線に使用する電線	J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積0.75mm <sup>2</sup> 以上	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径1.0mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))	導体直径1.0mm以上	J C S 3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (E M-I E))	導体直径1.0mm以上	J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (E M-I C))	導体直径1.0mm以上	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上	屋側又は屋外配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径1.0mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))	導体直径1.0mm以上	J C S 3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (E M-I E))	導体直径1.0mm以上	J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (E M-I C))	導体直径1.0mm以上	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上	架空配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径2.0mm以上の硬銅線*	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (O W))	導体直径2.0mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))	導体直径1.0mm以上	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上	地中配線に使用する電線	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))	導体直径1.0mm以上	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上	使用電圧60V以下の配線に使用する電線**	J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)	導体直径0.5mm以上
工事の種類	電線の種類	電線の太さ																																												
屋内配線に使用する電線	J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積0.75mm <sup>2</sup> 以上																																												
	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径1.0mm以上																																												
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))	導体直径1.0mm以上																																												
	J C S 3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (E M-I E))	導体直径1.0mm以上																																												
	J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (E M-I C))	導体直径1.0mm以上																																												
	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上																																												
屋側又は屋外配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径1.0mm以上																																												
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))	導体直径1.0mm以上																																												
	J C S 3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (E M-I E))	導体直径1.0mm以上																																												
	J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (E M-I C))	導体直径1.0mm以上																																												
	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上																																												
架空配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径2.0mm以上の硬銅線*																																												
	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (O W))	導体直径2.0mm以上																																												
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))	導体直径1.0mm以上																																												
	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上																																												
地中配線に使用する電線	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))	導体直径1.0mm以上																																												
	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上																																												
使用電圧60V以下の配線に使用する電線**	J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)	導体直径0.5mm以上																																												
	配線方法	<p>目視により確認する。</p> <p>a 電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。 b 60V未満の弱電流回路に接続する電線を除き、配線に使用する電線とその他の電線とは同一の管、ダクト（絶縁効力のあるもので仕切った場合においては、その仕切られた部分は別個のダクトとみなす。）若しくは線び又はプルボックス等の中に設けていないこと。 c 常時開路方式の配線にあつては、容易に導通の有無がわかるように、その回路の末端に終端器等が設けられているとともに送り配線となっていること。 d 次に掲げる回路方式が用いられていないこと。 (a) 接地電極に常時直流電流を流す回路方式 (b) 自動火災報知設備にあつては、感知器、発信機又は中継器の回路と他の設備との回路とが同一配線で共用する回路方式（火災信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。） (c) ガス漏れ火災警報設備にあつては、検知器の接続される外部配線と他の設備（当該設備を接続したことによりガス漏れ信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）への外部配線とを共用する回路方式 (d) 消防機関へ通報する火災報知設備にあつては、信号回路と他の設備との回路と</p>																																												



試験項目	試験方法	合否の判定基準																																	
		が同一配線で共用する回路方式（火災信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）																																	
	接続	目視により確認する。 a 端子との接続はゆるみ、破損等がなく確実であること。 b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。																																	
配線（耐火・耐熱保護配線を除く。） 〔漏電火災警報器〕	電線の種類・太さ	電線の種類・太さを確認する。 配線ごとに使用される電線の種類及び太さは、次表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th> <th>電線の種類</th> <th>電線の太さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">操作電源の配線に用いる電線</td> <td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))</td> <td>導体直径 1.6mm以上</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))</td> <td>導体直径 1.6mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">変流器の二次側屋内配線に使用する電線</td> <td>J I S C 3306 (ビニルコード)</td> <td>断面積 0.75mm<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))</td> <td>導体直径 1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))</td> <td>導体直径 1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J C S 4396 (警報用ポリ エチレン 絶縁ビニルシースケープル) *</td> <td>導体直径 0.5mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">変流器の二次側屋側又は屋外配線に使用する電線</td> <td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))</td> <td>導体直径 1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 ( O W ))</td> <td>導体直径 2.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))</td> <td>導体直径 1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J C S 4396 (警報用ポリ エチレン 絶縁ビニルシースケープル) *</td> <td>導体直径 0.5mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">変流器の二次側架空配線に使用する電線</td> <td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))</td> <td>導体直径 2.0mm以上の 硬銅線* * *</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 ( O W ))</td> <td>導体直径 2.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))</td> <td>導体直径 1.0mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	工事の種類	電線の種類	電線の太さ	操作電源の配線に用いる電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))	導体直径 1.6mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))	導体直径 1.6mm以上	変流器の二次側屋内配線に使用する電線	J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積 0.75mm <sup>2</sup> 以上	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))	導体直径 1.0mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))	導体直径 1.0mm以上	J C S 4396 (警報用ポリ エチレン 絶縁ビニルシースケープル) *	導体直径 0.5mm以上	変流器の二次側屋側又は屋外配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))	導体直径 1.0mm以上	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 ( O W ))	導体直径 2.0mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))	導体直径 1.0mm以上	J C S 4396 (警報用ポリ エチレン 絶縁ビニルシースケープル) *	導体直径 0.5mm以上	変流器の二次側架空配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))	導体直径 2.0mm以上の 硬銅線* * *	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 ( O W ))	導体直径 2.0mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))	導体直径 1.0mm以上
工事の種類	電線の種類	電線の太さ																																	
操作電源の配線に用いる電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))	導体直径 1.6mm以上																																	
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))	導体直径 1.6mm以上																																	
変流器の二次側屋内配線に使用する電線	J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積 0.75mm <sup>2</sup> 以上																																	
	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))	導体直径 1.0mm以上																																	
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))	導体直径 1.0mm以上																																	
	J C S 4396 (警報用ポリ エチレン 絶縁ビニルシースケープル) *	導体直径 0.5mm以上																																	
変流器の二次側屋側又は屋外配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))	導体直径 1.0mm以上																																	
	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 ( O W ))	導体直径 2.0mm以上																																	
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))	導体直径 1.0mm以上																																	
	J C S 4396 (警報用ポリ エチレン 絶縁ビニルシースケープル) *	導体直径 0.5mm以上																																	
変流器の二次側架空配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))	導体直径 2.0mm以上の 硬銅線* * *																																	
	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 ( O W ))	導体直径 2.0mm以上																																	
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))	導体直径 1.0mm以上																																	
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>J C S 4396 (警報用ポリ エチレン 絶縁ビニルシースケープル) *</td> <td>導体直径 0.5mm以上</td> </tr> <tr> <td>地中配線に使用する電線</td> <td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))</td> <td>導体直径 1.0mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">音響装置の配線に使用する電線</td> <td>使用中の電線が60Vを超えるもの 地中配線のもの</td> <td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))</td> <td>導体直径 1.6mm以上</td> </tr> <tr> <td>架空配線のもの</td> <td>J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 ( O W ))</td> <td>導体直径 2.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>前記以外のもの</td> <td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))</td> <td>導体直径 1.6mm以上</td> </tr> <tr> <td>使用中の電線が60V以下のもの* * *</td> <td>J C S 4396 (警報用ポリ エチレン 絶縁ビニルシースケープル)</td> <td>導体直径 0.5mm以上</td> </tr> </tbody> </table>		J C S 4396 (警報用ポリ エチレン 絶縁ビニルシースケープル) *	導体直径 0.5mm以上	地中配線に使用する電線	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))	導体直径 1.0mm以上	音響装置の配線に使用する電線	使用中の電線が60Vを超えるもの 地中配線のもの	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))	導体直径 1.6mm以上	架空配線のもの	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 ( O W ))	導体直径 2.0mm以上	前記以外のもの	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))	導体直径 1.6mm以上	使用中の電線が60V以下のもの* * *	J C S 4396 (警報用ポリ エチレン 絶縁ビニルシースケープル)	導体直径 0.5mm以上														
	J C S 4396 (警報用ポリ エチレン 絶縁ビニルシースケープル) *	導体直径 0.5mm以上																																	
地中配線に使用する電線	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))	導体直径 1.0mm以上																																	
音響装置の配線に使用する電線	使用中の電線が60Vを超えるもの 地中配線のもの	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル ( V V ))	導体直径 1.6mm以上																																
	架空配線のもの	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 ( O W ))	導体直径 2.0mm以上																																
	前記以外のもの	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 ( I V ))	導体直径 1.6mm以上																																
使用中の電線が60V以下のもの* * *	J C S 4396 (警報用ポリ エチレン 絶縁ビニルシースケープル)	導体直径 0.5mm以上																																	
	配線方法	目視により確認する。 電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。																																	
	接続	目視により確認する。 a 端子との接続は、ゆるみ等がなく確実であること。 b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。																																	
耐震措置	目視により確認する。	地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。																																	



試験項目	試験方法	合否の判定基準																							
接地抵抗試験	<p>電路に接続されている機械器具について、接地抵抗計を用いて接地抵抗値を測定する。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。ただし、電気設備に関する技術基準等の規定により接地工事を要しないものにあつては、接地抵抗値を測定しないことができる。</p>	<p>測定値は、次表に掲げる数値であること。</p> <p>① 低圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th rowspan="2">接地抵抗値</th> </tr> <tr> <th>電圧の種別による機器</th> <th>接地工事の種類</th> <th>接地線の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。</td> <td>D種</td> <td>引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟鋼線</td> <td>100Ω以下<sup>②</sup></td> </tr> <tr> <td>300Vを超えるもの</td> <td>C種</td> <td></td> <td>10Ω以下<sup>②</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは500Ω</p> <p>② 高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">接地抵抗値</th> </tr> <tr> <th>接地工事の種類</th> <th>接地線の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種</td> <td>引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟鋼線</td> <td>10Ω以下</td> </tr> </tbody> </table>	区 分			接地抵抗値	電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の種類	300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟鋼線	100Ω以下 <sup>②</sup>	300Vを超えるもの	C種		10Ω以下 <sup>②</sup>	区 分		接地抵抗値	接地工事の種類	接地線の種類	A種	引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟鋼線	10Ω以下
区 分			接地抵抗値																						
電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の種類																							
300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟鋼線	100Ω以下 <sup>②</sup>																						
300Vを超えるもの	C種		10Ω以下 <sup>②</sup>																						
区 分		接地抵抗値																							
接地工事の種類	接地線の種類																								
A種	引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟鋼線	10Ω以下																							
絶縁抵抗試験 〔低圧(交流にあつては600V以下、直流にあつては750V以下。)回路〕	<p>電源回路、操作回路、表示灯回路、警報回路等の電圧電路について大地間及び配線相互間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計を用いて測定する。ただし、試験を行うことにより障害を与えるおそれのある電子部品等を使用している回路においては省略することができる。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	<p>測定値は、次表に掲げる数値以上であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電路の使用電圧の区分</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">300V以下</td> <td>対地電圧が150V以下の場合</td> <td>0.1MΩ</td> </tr> <tr> <td>対地電圧が150Vを超え300V以下</td> <td>0.2MΩ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">300Vを超えるもの</td> <td>0.4MΩ</td> </tr> </tbody> </table>	電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値	300V以下	対地電圧が150V以下の場合	0.1MΩ	対地電圧が150Vを超え300V以下	0.2MΩ	300Vを超えるもの		0.4MΩ												
電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値																							
300V以下	対地電圧が150V以下の場合	0.1MΩ																							
	対地電圧が150Vを超え300V以下	0.2MΩ																							
300Vを超えるもの		0.4MΩ																							
絶縁耐力試験 〔高圧(低圧を超える電圧)回路〕	<p>「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第52号)、「電気設備の技術基準の解釈」(平成9年制定・平成12年改正)第14条に定める試験電圧を電路と大地との間(多心ケーブルは、心線相互間及び心線と大地間)に連続して10分間加える。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	<p>高圧回路は、連続して10分間これに耐えること。</p>																							

